

第 45 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 3 年 3 月 3 1 日（水）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

3 月 3 0 日（火）までの 1 週間当たりの新規感染者数が 6 0 人となり、県が独自に定めている対策期の移行基準を超えた。

また、先週との比較で言えば、8. 6 倍という急激な感染拡大となっている。

議題 2 「今後における本県の対応について」

[結果]

3 月 3 1 日（水）から、対策期を「準感染警戒期」から「感染警戒期」に移行したばかりであるが、この感染者の急増は、想定を超えたものと言わざるを得ず、2 日続けてではあるが、対策期をさらに移行せざるを得ないものと判断し、香川県対処方針に基づき、4 月 1 日（木）から 2 1 日（水）までの 3 週間、「感染拡大防止対策期」に位置付ける。

「感染拡大防止対策期」における主な対策としては、特措法に基づく協力要請として、「県内」における不要不急の外出及び「県外」への不要不急の往来について慎重に検討するようお願いする。

これまで以上に感染防止対策を徹底することで、何とか感染を抑制していくことを基本としてきたが、これまで想定していた拡大スピードをはるかに超えており、変異株の拡がりに対応する必要があり、さらには、4 月 1 2 日（月）から始まる高齢者へのワクチン接種を円滑に行うため、短期間で、集中的に一定レベルまで抑える必要があると考え、今回、香川県対処方針を改訂する。

具体的には、飲食店に対する時短要請を検討する。対象となる店舗、短縮する営業時間や対象期間、また、時短要請にご協力いただいた方への協力金も含め、これから早急に検討する。

このほか、この上の対策期において、国の基本的対処方針も改訂に沿った見直しを行う。

議題 3 「Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について」

[結果]

感染リスクの高い大人数での会食を控えていただくため、4 月 1 日（木）から、食事券やオンライン予約ポイントの利用する際に、「子どもや介助者等を除く、4 人以下の単位とすること。ただし、同居家族のみの場合はこの制限の対象としない。」ことを条件とするよう、Go To Eat キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼する。

議題4 「うどん県泊まってかがわ割について」

[結果]

現在、県民の皆様を対象に、4月1日(木)から6月30日(水)までのゴールデンウィークを除く期間の県内宿泊分について、宿泊予約を受け付けているが、「感染拡大防止対策期」への移行に伴い、4月1日(木)から21日(水)までの3週間の宿泊に係る新規予約については、4名以下の旅行に限定して、宿泊助成を適用する。

ただし、同居家族のみの場合は、人数制限の対象とせず、助成を適用する。なお、本日(24時)までの予約については、従来通りの取扱いとする。

詳しい内容については、公式ホームページで周知する。

議題5 「学校における対応について」

[結果]

学校における対応について、「感染拡大防止対策期」(4月1日(木)から21日(水))の間、学校における感染防止対策を徹底する。また、部活動については、いわゆる公式戦を除き、県外との往来を行わないこととする。

この後、教育委員会から各県立学校長に通知するとともに、市町教育委員会にも送付する。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。